

他自治体の条例文言

内容	自治体名	条例名	文言
財政支援 基金条例または支援 条例	杉並区	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	(区の施策) 第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。 5 資金確保への支援に関すること。
	池田市	池田市地域分権推進基金条例	(設置) 第1条 池田市地域分権の推進に関する条例(平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。)に基づく地域分権の基本的な理念に則り条例第4条第1項の地域コミュニティ推進協議会(以下「協議会」という。)が提案する事業(条例第5条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。)及び地域分権の推進に要する経費に充てるため、池田市地域分権推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
	池田市	池田市公益活動促進に関する条例	(設置) 第33条 公益活動の促進に要する経費に充てるため、池田市公益活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第34条 基金として積み立てる額は、公益活動の促進のために贈られた寄付金及び予算に定める額とする。 2 前項の予算に定める額は、市民から、市及び市長の指定する登録団体に対して、公益活動の促進の
	宮崎市	宮崎市地域コミュニティ活動基金条例	(設置) 第1条 本市における地域自治の円滑な運営を推進し、地域自治区及び合併特別区における住民主体のまちづくりに関する費用に充てるため、宮崎市地域コミュニティ活動基金(以下「基金」という。)を設置する。
	犬山市	犬山市市民活動の支援に関する条例	(基金の設置) 第14条 市は、自主的かつ積極的な市民活動を促進する目的に活用するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、犬山市市民活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。 (資金等の助成の審査及び決定) 第20条 市長は、資金等の助成の申請があった場合は、委員会の審査を経て、資金等の助成を決定するものとする。 2 市長は、委員会における審査の過程及び結果を公開するものとする。
助成・補助・基金	留萌市	留萌市市民活動の推進に関する条例	(基金の設置) 第11条 市は、自主的で積極的な市民活動の促進に活用するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、必要な事業の経費(以下「事業費」という。)の財源に充てる目的で、留萌市市民活動振興基金(以下「基金」という。)を設置します。
	浜松市	市民協働推進条例	第11条 市は、市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、浜松市市民協働推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
	横浜市	横浜市市民活動推進条例	(基金の設置) 第7条 市民活動を行うものに対する市民、事業者等による支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動を行うものに対する財政的支援を円滑に行うことにより市民活動の推進を図るため、横浜市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
	横浜市	横浜市市民協働条例	(市民活動推進基金) 第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
	横須賀市	横須賀市市民協働推進条例	(財政的支援) 第8条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をするよう努める。 2 市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。 3 財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。 4 前3項に定めるもののほか、財政的支援に関する事項は、規則で定める。
	宮崎市	宮崎市市民活動推進条例	基金の設置) 第14条 市民活動の支援を行うため、宮崎市市民活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。
	杉並区助成	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	(資金の助成) 第15条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。 2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会(以下「協議会」という。)の審査を経て、助成を決定するものとする。
	柏市補助	柏市民公益活動促進条例	(補助金の交付) 第7条 市長は、市民公益活動団体に対し、その市民公益活動を促進するために公益上必要があると認めるときは、当該市民公益活動団体の自発的意思及び当該市民公益活動の自立性を損なわない範囲において、当該市民公益活動について、市長が別に定める補助金の交付を行うことができる。
	箕面市助成	箕面市非営利公益市民活動促進条例	(助成等環境の整備) 第8条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、必要な助成その他の環境の整備に努めるものとする。
	豊中市助成	豊中市市民公益活動推進条例	(助成) 第10条 市長は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体に対し、市規則で定めるところにより、当該市民公益活動団体が行う市民公益活動に要する経費の一部を助成することができる。 2 市長は、前項の規定に基づき助成する場合であって公募により行うときは、市が実施する他の制度による助成を受けている市民公益活動団体及び助成の対象となる市民公益活動団体には助成を行わない。 3 市長は、前項に規定する公募による助成の可否の決定に当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。 4 市長及び第2項に規定する公募による助成を受けた市民公益活動団体は、市規則で定めるところにより、当該助成に関する書類又はその写しを一般の閲覧に供ししなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、市民公益活動団体に対する助成について必要な事項は、市規則で定める。
	高知市	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	(助成等) 第18条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。 2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出金を行うことができる。
岡山市	協働のまちづくり条例	第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体(以下「特定非営利公益活動団体」という。)に対し無償で貸し付け、使用料を減免又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。	

登録等	<p>柏市 市民公益活動団体の特性の活用にかかる契約</p>	<p>柏市民公益活動促進条例</p>	<p>(市民公益活動団体の特性の活用に係る契約) 第9条 本市の事務のうち規則で定めるものに係る契約であって、専門的技術その他の市民公益活動団体の特性の活用について市長が必要と認めるもの(以下「特定契約」という。)について、市長に申込みをしようとする市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により市民公益活動団体に申込みをさせようとするときは、当該市民公益活動団体からのその案件についての提案等の活用を努めるものとする。 3 特定契約を締結した市民公益活動団体は、当該特定契約に定めるところにより信義に従い誠実に当該特定契約を履行しなければならない。</p>
	<p>箕面市 非営利公益市民活動団体の登録等</p>	<p>箕面市非営利公益市民活動促進条例</p>	<p>(非営利公益市民活動団体の登録等) 第10条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなければならない。 2 前項の非営利公益市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 3 第1項の非営利公益市民活動団体の役員の数等は、代表者を含め3人以上を置かなければならない。 4 市長は、第1項の申請が非営利公益市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、登録し、その申請の内容については公開するものとする。 5 前項の規定により登録された非営利公益市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。 6 市長は、第4項の規定により登録された非営利公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。</p>
民主的コントロール 説明責任	<p>吹田市</p>	<p>吹田市市民公益活動の促進に関する条例</p>	<p>(市民公益活動団体の活動内容等の公表) 第10条 市長は、市民の市民公益活動への参加意欲の醸成を図るため、市民公益活動に関する情報を公開しようとする市民公益活動団体から当該情報の提供があったときは、それを公表しなければならない。 2 前項に規定する市民公益活動団体は、活動内容等を市長に届け出なければならない。 (市民等の意見の反映) 第11条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p>
	<p>豊中市</p>	<p>豊中市市民公益活動推進条例</p>	<p>(施策についての意見) 第13条 市民、市民公益活動団体又は事業者は、市が実施する市民公益活動の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。 2 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、当該意見及び調査又は検討の結果を委員会に報告しなければならない。</p>
	<p>横浜市</p>	<p>横浜市市民協働条例</p>	<p>(事業評価) 第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。 2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。</p>
	<p>大垣市</p>	<p>大垣市まちづくり市民活動育成支援条例</p>	<p>(資金等の助成の審査及び決定等) 第12条 市長は、前条の申請があったときは、大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の審議を経て、資金等の助成を決定するものとする。この場合において、大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の審議の過程及び結果を公開するものとする。 2 資金等の助成の決定を受けた市民活動団体は、助成に係る活動が完了したときは、活動報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>福井市</p>	<p>福井市市民協働の促進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例</p>	<p>(意見等の提出) 第10条 市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者から市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する意見等の提出があったときは、当該意見等の市の施策への反映について検討し、第17条の規定により設置する福井市市民協働推進委員会に調査審議を求める等適切な対応を行うものとする。</p>
	<p>近江八幡市</p>	<p>近江八幡市NPOによる社会貢献活動の促進に関する条例</p>	<p>(意見等の提出) 第10条 市長は、NPO活動の促進についてNPOその他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。</p>
	<p>箕面市</p>	<p>箕面市非営利公益市民活動促進条例</p>	<p>(意見等の提出) 第11条 市長は、非営利公益市民活動の促進について非営利公益市民活動団体その他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。</p>